

令和2年4月24日

岐阜県行政書士会  
建設部会長 柴田陽子  
(公印省略)

#### 岐阜県県土整備部技術検査課からの追加依頼について

先日、岐阜県県土整備部技術検査課からの、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る建設業許可申請書の提出方法について（依頼）についてご案内させていただきましたが、追加の依頼がございましたので、周知させていただきます。

新型コロナウイルス感染症防止に係る建設業許可申請書の提出方法について（依頼）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の抑制に向けて、県においては、各種の対策を講じているところです。

標記の件について、当面の間、建設業許可申請書類の提出方法を下記のとおりとしますので周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 提出方法

- (1) 建設業許可の申請や届出を原則「郵送」とする。
- (2) 返送についても原則「郵送」とする（返信用封筒の同封は不要）。

**※ ・代理人の申請の場合は、返信用封筒を同封してください（切手不要）。**

##### 2 適用期間

令和2年4月20日から当面の間